

年度別採用税率推移額(参考)

年度別採用税率調

年度 科目	平成3～5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11～14年度	平成15年度
個人均等割	市民税 2,000円 道民税 700円			市民税 2,500円 道民税 1,000円				
個人所得割	課税所得金額 160万円以下 3% 160万円超 8% 550 " 11% 道民税 550万円以下 2% 550万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による)	(退職所得分離課税は法定税率による) (所得割の20%の特別減税の実施。但し、20%相当額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。)	課税所得金額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円 " 11% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による) (所得割の15%の特別減税の実施。但し、2万円限度)		課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 " 12% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% (退職所得分離課税は法定税率による)	特別減税の実施 納税者本人 17,000円 扶養親族等1人につき 8,500円	課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 " 10% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% 定率による税額控除の実施 所得割の15% ただし4万円限度	
法人均等割	資本等の金額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人 3,000,000円 資本等の金額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人 1,750,000円 資本金の金額が10億円を超え従業員数が50人以下及び資本等の金額が1億円を超え、10億円以下で従業員数が50人を超える法人 400,000円 資本等の金額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人 150,000円 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人 120,000円 その他の法人等 40,000円	(1) 資本等の金額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円						
法人税割	100分の14.5							
固定資産税	100分の1.4							
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪以上 営業用 5,500円 自家用 7,200円 のもの " 3,000円 " 4,000円 もつぱら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円							
市たばこ税	1,000本当り 1,997円 旧3級品 1,000本当り 948円				1,000本当り 2,434円 旧3級品 1,000本当り 1,155円		1,000本当り 2,668円 旧3級品 1,000本当り 1,266円 平成11年5月1日改正	1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正
特別土地保有税	土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							新たな課税の停止
入湯税	宿泊 150円 日帰 50円 修学旅行 50～30円 療養者 30円							
都市計画税	100分の0.3							

年度別採用税率調

科目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～	平成22年度～	平成25年度	平成26年度
個人均等割		市民税 3,000円 道民税 1,000円							市民税 3,500円 道民税 1,500円 (東日本大震災の復興を踏まえて、緊急に帯広市・北海道が実施する防災のための施策に要する費用の増額とするため平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、市・道民税均等割にそれぞれ500円が加算されるもの。)
個人所得割					課税所得金額 市民税 一律 6% 道民税 一律 4% 定率による税額控除の廃止				
				所得割の7.5% ただし2万円限度					
法人均等割		(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 500,000円 (3) 資本金等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (7) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (8) 資本金等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円	(1)～(8)の資本金等の金額を資本金等の額に改正	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数が50人以下のもの (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人以下であるもの (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人以下であるもの (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業員数の合計数が50人以下であるもの (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの	50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円				
法人税割									100分の11.9 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
固定資産税									
軽自動車税									
市たばこ税		1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正		1,000本当り 3,298円 旧3級品 1,000本当り 1,564円 平成18年7月1日改正			1,000本当り 4,618円 旧3級品 1,000本当り 2,190円 平成22年10月1日改正	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 2,495円 平成25年4月1日改正	
特別土地保有税									
入湯税									
都市計画税									

年度別採用税率調

科目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																									
個人均等割																														
個人所得割																														
法人均等割			※「資本金等の額」は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。																											
法人税割																														
固定資産税																														
軽自動車税 (環境性能割)																														
軽自動車税 (種別割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	雪上車	2,400円	小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円	2輪の小型自動車		4,000円				
	車種		税率																											
	原動機付 自転車	50cc以下	1,000円																											
		50cc超90cc以下	1,200円																											
		90cc超125cc以下	1,600円																											
		ミニカー	2,500円																											
	軽自動車	2輪	2,400円																											
		雪上車	2,400円																											
	小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円																											
		その他	4,700円																											
2輪の小型自動車		4,000円																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車 (4輪・3輪以外)</td> <td>2輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車 (4輪・3輪以外)	2輪	3,600円	雪上車	3,600円	小型特殊 自動車	農耕作業用	2,000円	その他	5,900円	2輪の小型自動車		6,000円					
車種		税率																												
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円																												
	50cc超90cc以下	2,000円																												
	90cc超125cc以下	2,400円																												
	ミニカー	3,700円																												
軽自動車 (4輪・3輪以外)	2輪	3,600円																												
	雪上車	3,600円																												
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,000円																												
	その他	5,900円																												
2輪の小型自動車		6,000円																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>初度検査が ～H27.3.31</th> <th>H27.4.1～</th> <th>初度検査から 13年経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車 3輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業 5,500円 自家 7,200円</td> <td>営業 6,900円 自家 10,800円</td> <td>営業 8,200円 自家 12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車 4輪</td> <td>乗用</td> <td>営業 3,000円 自家 4,000円</td> <td>営業 3,800円 自家 5,000円</td> <td>営業 4,500円 自家 6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>営業 3,000円 自家 4,000円</td> <td>営業 3,800円 自家 5,000円</td> <td>営業 4,500円 自家 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率			初度検査が ～H27.3.31	H27.4.1～	初度検査から 13年経過	軽自動車 3輪	3,100円	3,900円	4,600円	乗用	営業 5,500円 自家 7,200円	営業 6,900円 自家 10,800円	営業 8,200円 自家 12,900円	軽自動車 4輪	乗用	営業 3,000円 自家 4,000円	営業 3,800円 自家 5,000円	営業 4,500円 自家 6,000円	貨物	営業 3,000円 自家 4,000円	営業 3,800円 自家 5,000円	営業 4,500円 自家 6,000円						
車種		税率																												
	初度検査が ～H27.3.31	H27.4.1～	初度検査から 13年経過																											
軽自動車 3輪	3,100円	3,900円	4,600円																											
	乗用	営業 5,500円 自家 7,200円	営業 6,900円 自家 10,800円	営業 8,200円 自家 12,900円																										
軽自動車 4輪	乗用	営業 3,000円 自家 4,000円	営業 3,800円 自家 5,000円	営業 4,500円 自家 6,000円																										
	貨物	営業 3,000円 自家 4,000円	営業 3,800円 自家 5,000円	営業 4,500円 自家 6,000円																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>3輪</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪 乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪 貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	軽自動車	3輪	3,900円	4輪 乗用	営業用	6,900円	自家用	10,800円	4輪 貨物	営業用	3,800円	自家用	5,000円														
車種		税率																												
軽自動車	3輪	3,900円																												
	4輪 乗用	営業用	6,900円																											
		自家用	10,800円																											
	4輪 貨物	営業用	3,800円																											
自家用		5,000円																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽自動車の 種類</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>新税率の 75%軽減</th> <th>新税率の 50%軽減</th> <th>新税率の 25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業 1,800円 自家 2,700円</td> <td>営業 3,500円 自家 5,400円</td> <td>営業 5,200円 自家 8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪</td> <td>乗用</td> <td>営業 1,000円 自家 1,300円</td> <td>営業 1,900円 自家 2,500円</td> <td>営業 2,900円 自家 3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>営業 1,000円 自家 1,300円</td> <td>営業 1,900円 自家 2,500円</td> <td>営業 2,900円 自家 3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	軽自動車の 種類	税率			新税率の 75%軽減	新税率の 50%軽減	新税率の 25%軽減	3輪	1,000円	2,000円	3,000円	乗用	営業 1,800円 自家 2,700円	営業 3,500円 自家 5,400円	営業 5,200円 自家 8,100円	4輪	乗用	営業 1,000円 自家 1,300円	営業 1,900円 自家 2,500円	営業 2,900円 自家 3,800円	貨物	営業 1,000円 自家 1,300円	営業 1,900円 自家 2,500円	営業 2,900円 自家 3,800円						
軽自動車の 種類		税率																												
	新税率の 75%軽減	新税率の 50%軽減	新税率の 25%軽減																											
3輪	1,000円	2,000円	3,000円																											
	乗用	営業 1,800円 自家 2,700円	営業 3,500円 自家 5,400円	営業 5,200円 自家 8,100円																										
4輪	乗用	営業 1,000円 自家 1,300円	営業 1,900円 自家 2,500円	営業 2,900円 自家 3,800円																										
	貨物	営業 1,000円 自家 1,300円	営業 1,900円 自家 2,500円	営業 2,900円 自家 3,800円																										
グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)																														
初度検査がH27.3.31まで																														
初度検査がH27.4.1から																														
市たばこ税		1,000本当り 5,262円 旧3級品1,000本当り 2,925円	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 3,355円	1,000本当り 5,692円 平成30年10月1日改正 旧3級品1,000本当り 4,000円 平成30年4月1日改正																										
特別土地 保有税																														
入湯税																														
都市計画税																														

年度別採用税率調

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																																																																																			
個人均等割																																																																																																																																								
個人所得割																																																																																																																																								
法人均等割																																																																																																																																								
法人税割	100分の8.2 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)																																																																																																																																							
固定資産税																																																																																																																																								
軽自動車税 (環境性能割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用車</th> <th>自家用</th> <th>(軽減後)</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R2燃費基準 +10%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R2燃費基準</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +10%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>自家用</th> <th></th> <th>営業用</th> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +20%</td> <td>1.0%</td> <td></td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +15%</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +10%</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※臨時的軽減による税率 令和3年3月末まで 免税点：取得価格500,000円以下 ※令和元年10月から導入</p>	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R2燃費基準 +10%	1.0%	1.0%	0.5%	R2燃費基準	2.0%	1.0%	1.0%	H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	2.0%	上記以外				貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税		非課税	H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%	H27燃費基準 +10%			2.0%	上記以外				<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用車</th> <th>自家用</th> <th>(軽減後)</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 75%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 60%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 55%</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>自家用</th> <th></th> <th>営業用</th> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +25%</td> <td>1.0%</td> <td></td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +20%</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +15%</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※臨時的軽減による税率 令和3年12月末まで</p>	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R12燃費基準 75%	1.0%	1.0%	0.5%	R12燃費基準 60%	2.0%	1.0%	1.0%	R12燃費基準 55%			2.0%	上記以外				貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税		非課税	H27燃費基準 +25%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +20%	2.0%		1.0%	H27燃費基準 +15%			2.0%	上記以外				<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用車</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 75%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 60%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 55%</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +25%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +20%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +15%</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	乗用車	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	R12燃費基準 75%	1.0%	0.5%	R12燃費基準 60%	2.0%	1.0%	R12燃費基準 55%		2.0%	上記以外			貨物車	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	H27燃費基準 +25%	1.0%	0.5%	H27燃費基準 +20%	2.0%	1.0%	H27燃費基準 +15%		2.0%	上記以外			
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																																																					
R2燃費基準 +10%	1.0%	1.0%	0.5%																																																																																																																																					
R2燃費基準	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	2.0%																																																																																																																																					
上記以外																																																																																																																																								
貨物車	自家用		営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																																																																					
H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +10%			2.0%																																																																																																																																					
上記以外																																																																																																																																								
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																																																					
R12燃費基準 75%	1.0%	1.0%	0.5%																																																																																																																																					
R12燃費基準 60%	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																					
R12燃費基準 55%			2.0%																																																																																																																																					
上記以外																																																																																																																																								
貨物車	自家用		営業用																																																																																																																																					
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																																																																					
H27燃費基準 +25%	1.0%		0.5%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +20%	2.0%		1.0%																																																																																																																																					
H27燃費基準 +15%			2.0%																																																																																																																																					
上記以外																																																																																																																																								
乗用車	自家用	営業用																																																																																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																																																																						
R12燃費基準 75%	1.0%	0.5%																																																																																																																																						
R12燃費基準 60%	2.0%	1.0%																																																																																																																																						
R12燃費基準 55%		2.0%																																																																																																																																						
上記以外																																																																																																																																								
貨物車	自家用	営業用																																																																																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																																																																						
H27燃費基準 +25%	1.0%	0.5%																																																																																																																																						
H27燃費基準 +20%	2.0%	1.0%																																																																																																																																						
H27燃費基準 +15%		2.0%																																																																																																																																						
上記以外																																																																																																																																								
軽自動車税 (種別割)				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽自動車の種類</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>新税率の75%軽減</th> <th>新税率の50%軽減</th> <th>新税率の25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪</td> <td>乗用 営業</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家</td> <td>2,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	軽自動車の種類	税率			新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減	3輪	1,000円			4輪	乗用 営業	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家	2,700円			貨物	営業	1,000円			自家	1,300円																																																																																																									
軽自動車の種類	税率																																																																																																																																							
	新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減																																																																																																																																					
3輪	1,000円																																																																																																																																							
4輪	乗用 営業	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																				
	乗用 自家	2,700円																																																																																																																																						
貨物	営業	1,000円																																																																																																																																						
	自家	1,300円																																																																																																																																						
市たばこ税	旧3級品1,000本当り 5,692円 令和元年10月1日改正 (特例税率廃止により、税率1本化)	1,000本当り 6,122円 令和2年10月1日改正	1,000本当り 6,552円 令和3年10月1日改正																																																																																																																																					
特別土地保有税																																																																																																																																								
入湯税																																																																																																																																								
都市計画税																																																																																																																																								